

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和8年3月13日（金） 10：01～10：11

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：高 市 早 苗 内閣総理大臣
林 芳 正 国務大臣（総務大臣）
平 口 洋 国務大臣（法務大臣）
茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）
片 山 さつき 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
松 本 洋 平 国務大臣（文部科学大臣）
上 野 賢一郎 国務大臣（厚生労働大臣）
鈴木 憲 和 国務大臣（農林水産大臣）
赤 澤 亮 正 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
金 子 恭 之 国務大臣（国土交通大臣）
石 原 宏 高 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（防衛大臣）
木 原 稔 国務大臣（内閣官房長官）
松 本 尚 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
牧 野 たかお 国務大臣（復興大臣）
あかま 二 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
黄川田 仁 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城 内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小野田 紀 美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：尾 崎 正 直 内閣官房副長官
佐 藤 啓 内閣官房副長官
露 木 康 浩 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	5 件
○国会提出案件	2 件
○法律案	3 件
○政令	1 1 件
○人事	3 件
○配布	2 件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、佐藤副長官から御説明申し上げます。

○佐藤内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「第6次男女共同参画基本計画」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、黄川田大臣から御発言があります。

次に、「採用昇任等基本方針の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、第6次男女共同参画基本計画の策定を踏まえ、女性国家公務員の採用及び登用の拡大に係る数値目標の変更を行うものであります。

次に、「環境配慮契約法基本方針の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、電気の供給を受ける契約について、契約方式の見直し等を行うものであります。

次に、公式実務訪問賓客待遇について、御了解をお願いいたします。本件は、インドネシア大統領を3月29日から31日までの期間、フランス大統領及び同令夫人を3月31日から4月2日までの期間、それぞれ公式実務訪問賓客として接遇することとするものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書2件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律案3件について、御決定をお願いいたします。まず、「国家情報会議設置法案」は、内閣に同会議を設置し、所掌事務等に関する事項を定めるものであります。

次に、「健康保険法等の一部改正法案」は、一部保険外療養の創設、出産に係る給付体系の見直し、医療機関の業務効率化と勤務環境改善の取組等に係る措置を講ずるものであります。

次に、「産業技術力強化法の一部改正法案」は、重点的に研究開発を推進することが必要な産業技術を重点産業技術として指定し、事業者による研究開発計画認定制度の創設、支援措置等を講ずるものであります。

次に、政令11件について、御決定をお願いいたします。まず、「内閣官房、内閣府本府、こども家庭庁及び総務省の組織令」の各一部改正令は、所掌事務の的確な遂行等を図るため、所掌事務の変更、審議官の設置期間の変更等を行うものであります。

次に、「民事訴訟法等の一部改正法の施行及び民事関係手続等における情報通信技術の活用推進関係整備法の一部の施行に伴う関係整備政令」は、同改正法等の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部改正法の一部の施行に伴う関係整理等政令」は、同改正法の一部の施行に伴い、関係政令の規定の整理等を行うものであります。

次に、「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正令」は、令和6年度から8年度までの介護保険事業計画期間における財政安定化基金拠出金額の算

定方法等の特例を定めるものであります。

次に、「国民年金法等の一部改正等法の施行に伴う関係整備等政令」は、同改正等法の施行に伴い、関係政令の規定の整備等を行うものであり、「同改正等法の施行に伴う経過措置令」は、同改正等法の施行に伴い、所要の経過措置を講ずるものであります。

次に、「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特措法施行令の一部改正令」は、特定損害保険契約の保険金額の下限等を改めるものであります。

次に、「自衛隊法施行令及び航空法施行令の一部改正令」は、装備移転航空機について事故が発生した場合の国土交通大臣への報告等に関し航空法の規定の適用の特例を定める等の改正を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、水産庁資源管理部長魚谷敏紀外1名に日ソ漁業合同委員会第42回会議日本政府代表代理を命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、退官するものについて、御決定をお願いいたします。

次に、石井五郎外154名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「開発協力白書」があります。本件につきましては、後程、外務大臣から御発言があります。

○木原国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、黄川田大臣。

○黄川田国務大臣：第6次男女共同参画基本計画について御説明を申し上げます。本計画では、あらゆる分野における意思決定への女性の参画拡大、女性特有の健康課題への対応、テクノロジーの進展を踏まえた男女共同参画の推進、性犯罪・性暴力、DV等への対応の充実、女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりなどの取組を盛り込むとともに、成果目標を設定しております。閣僚の皆様には、本計画に基づく各種施策の実施に格段の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。また、旧氏使用の拡大についても、更なる取組をお願いいたします。

○木原国務大臣：次に、外務大臣。

○茂木国務大臣：ODAの実施に当たっては、国民の理解と支持を得ることが重要であり、外務省は、毎年、開発協力の実績や地域別・課題別の政策を開発協力白書としてまとめ、公表しています。2025年版の開発協力白書は、本日公表されます。ODAは、厳しい国際情勢の中、「平和と繁栄を創る『責任ある日本外交』」を推進するための重要なツールです。この白書を通じ、開発協力に対する国民の関心と理解が更に深まることを期待します。

○木原国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

◎政 令

資料
あり

- 内閣官房組織令の一部を改正する政令（決定）
（内閣官房）
- 〃 ○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（決定）
（内閣府本府）
- 〃 ○こども家庭庁組織令の一部を改正する政令
（決定）（こども家庭庁）
- 〃 ○総務省組織令の一部を改正する政令（決定）
（総務省）
- 〃 ○民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行及び民事
関係手続等における情報通信技術の活用等の推
進を図るための関係法律の整備に関する法律の一
部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
（決定）（法務・財務省）
- 〃 ○労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正
する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等
に関する政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一
部を改正する政令（決定）（厚生労働・財務省）
- 〃 ○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化の
ための国民年金法等の一部を改正する等の法律の
施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化の
ための国民年金法等の一部を改正する等の法律の
施行に伴う経過措置に関する政令（決定）(同上)
- 〃 ○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等
に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令
（決定）（国土交通・財務省）
- 〃 ○自衛隊法施行令及び航空法施行令の一部を改正す
る政令（決定）（防衛省）

◎人 事

- 資料あり ○水産庁資源管理部長魚谷敏紀外1名に漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会第42回会議日本政府代表代理を命ずることについて（決定）
- 資料なし ☆判事兼簡易裁判所判事金谷和彦を願に依り免ずることについて（決定）
- 資料あり ☆元国立国会図書館副館長石井五郎外154名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

- ☆2025年版開発協力白書 (外務省)
- ☆石川県知事選挙結果調 (総務省)

[○署名あり ☆署名なし]